

豊橋創造大学短期大学部学則

制定
昭和58年 4月 1日
改正
〔平成17年以前は省略〕
平成18年 4月 1日
平成19年 4月 1日
平成20年 4月 1日
平成21年 4月 1日
平成22年 4月 1日
平成23年 4月 1日
平成23年 6月 1日
平成24年 4月 1日
平成25年 4月 1日
平成26年 4月 1日
平成27年 4月 1日
平成28年 4月 1日
平成29年 4月 1日
平成30年 4月 1日
平成31年 4月 1日
2020年 3月 4日
2021年 4月 1日
2022年 4月 1日
2024年 4月 1日

第1章 目的及び使命

第1条 豊橋創造大学短期大学部（以下「本学」という）は、教育基本法及び学校教育法に則り、文化の向上を目指し創造性豊かで人間味あふれる人格の形成と、新しい時代に適応する職業的教育を目的とし、人類の福祉に貢献し得る心身共に健全な社会の形成者を育成することをその使命とする。

第2章 学科、学生定員、教育目標及び修業年限

第2条 本学には、次の学科を置く。

幼児教育・保育科

キャリアプランニング科

第2条の2 本学に、別科を置く。

2 別科に関する必要な事項は、別に定める。

第3条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

(1) 総定員

幼児教育・保育科 200名

キャリアプランニング科 120名

(2) 入学定員

幼児教育・保育科 100名

キャリアプランニング科 60名

2 各学科の教育目標は、以下の各号のとおりとする。

(1) 幼児教育・保育科

短期大学部の教育理念に則り、豊かな感性と高い専門職意識、時代の変化に適応出来る柔軟性や実践力を兼ね備えた保育者の育成を目標とする。

(2) キャリアプランニング科

短期大学部の教育理念に則り、社会人として求められる教養やマナーを身につけさせると同時に、健全な職業観、就業意識を育成し、情報学を基盤として時代の要請に沿った職業的教育を施すことを目標とする。

第4条 本学の修業年限は、2年とする。ただし在学期間は通算4年を超えてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、キャリアプランニング科においては、学長の許可を得て、長期履修生として在学することができる。
- 3 キャリアプランニング科の長期履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期、授業日数及び休業日

第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月 1日から 9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

第7条 年間の授業日数は、定期試験等の期間を含め35週にわたるものとする。

第8条 休業日は、次のとおり定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する祝日

春期休業 2月下旬から 3月下旬まで

夏期休業 7月21日から 9月15日まで

冬期休業 12月25日から翌年1月10日まで

- 2 休業日については、必要に応じて学長が教授会の議を経て変更することができる。
- 3 上記の外に必要なに応じて臨時休業を行うことができる。

第4章 教育課程

第9条 本学において開設する授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

- 2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
 - (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 卒業研究における成果に対しても、その成果を評価して単位を与えることができる。

第10条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、単位を与える。

- 2 試験等の評価は秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。

第4章の2 卒業等

第10条の2 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより64単位以上を修得し、卒業要件を充たさなければならない。

第10条の3 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第10条の4 前条により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第10条の5 本学において取得できる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

幼児教育・保育科 幼稚園教諭2種免許状 保育士資格

- 2 本学において幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び施行規則に定められた授業科目の単位を修得しなければならない。
- 3 本学において保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定められた授業科目の単位を修得しなければならない。

第5章 入学、休学、復学、退学、除籍、転入学、再入学、学科変更及び転学

第11条 入学の時期は、学期の初めとする。

第12条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第九十条第二項の規定により他の大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第九十条第二項の規定により他の大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

第13条 入学志願者は、所定の願書に別表2の入学検定料を添え、定められた期日までに願出しなければならない。

第14条 入学を志願した者については、本学において選考のうえ、入学を許可する。選考の方法は、別に定める。

第15条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、学納金を添えて入学の手続きをしなければならない。誓約書には、保証人の連署を必要とする。

第16条 入学を許可された者が指定の期日までに入学に必要な手続きを完了しないときは、入学の許可を取り消すものとする。

第17条 保証人は成人であって、独立の生計を営む者で、本人の在学中の一切のことについて責任を負うことができる者とし、その責任の詳細については別に定めるものとする。

第18条 病気、その他の事由のため3か月以上修学を中止しようとする者は、その事由を付して保証人連署のうえ休学を願い出て、学長の許可を得なければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第19条 特殊な病気のため長期の療養を必要と認めた場合は、休学を命じることがある。

第20条 休学していた者が復学しようとする場合は、保証人連署のうえ願い出て学長の許可を得なければならない。ただし、病気のため休学していた者が復学しようとする場合は、修学に支障のない旨の医師の診断書を添付しなければならない。

第21条 休学期間の限度は、通算して2年を超えることができない。休学期間は在学年数には通算しない。なお、入学後最初の学期は原則として休学することができない。

第22条 やむを得ない理由により退学しようとする者は、保証人連署で学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第23条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第21条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 指定の期日内に学納金を納入しない者
- (4) 死亡または長期間にわたり行方不明の者
- (5) 規定の手続きをしないで、他の学校に入学を出願した者

第24条 本学に転入学、再入学又は学科変更を願い出る者があるときは、教授会の議を経て学長は許可することができる。

第25条 他の学校に入学又は転入学しようとする者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

第6章 表彰及び懲戒

第26条 学生に善行があつて、全学の模範とするに足る者がある場合には、表彰することができる。

第27条 学生が学則に反し、又は本学の秩序を乱し、その他学生の本分にもとる行為をしたときは、懲戒することができる。懲戒は、次のとおりに分ける。

- (1) 戒告
- (2) 停学
- (3) 退学

第27条の2 前条の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第28条 学生の表彰は、学長が教授会の議を経てこれを行う。

2 学生の懲戒は、学生委員会で審議し、教授会の議を経て学長がこれを行う。

第7章 学納金等

第29条 学納金及び手数料は、別表2に定めるとおりとする。

第30条 学納金は、年2期に分けて指定期日までに分納することを原則とする。

第31条 削除

第32条 大学で定める費用は、指定期日までに納入しなければならない。

第33条 一旦納入した学納金は、原則として返還しない。ただし、入学試験区分によって特に指定した日までに取消し願い出書を提出した者については、納入した学納金のうちから事情により授業料及び教育充実費を返還することができる。

第33条の2 前5条に定めるもののほか、学納金等納付金の納入に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 職員組織

第34条 本学に次の職員を置く。

学長
教授
准教授
助教
助手
事務職員

第34条の2 前条のほか、本学に副学長、科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第35条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務を掌り所属職員を統督する
- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- (3) 科長は、科に関する校務をつかさどる
- (4) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する
- (5) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する
- (6) 講師は、教授及び准教授に準ずる職務に従事する
- (7) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する
- (8) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する
- (9) 事務職員は、学校事務を処理する

第9章 教授会及び運営幹部会

第36条 本学に教授会を置く。

2 本学に運営幹部会を置く。

第37条 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、専任講師及び助教をもって組織する。ただし、必要のある場合は、その他の職員を加えることができる。

2 運営幹部会は、理事長、学長、副学長、科長、教務委員長、学生委員長、図書委員長、事務局長をもって構成する。

第38条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 運営幹部会は次の事項を審議する。

- (1) 学則その他必要な規程の制定改廃に関する事項
- (2) 教育、研究、学生指導に関する大学としての基本方針に関する事項
- (3) 主要な大学行事に関する事項
- (4) 主要な施設等の新設・改廃に関する事項
- (5) 豊橋創造大学と共有する施設の運営や共同で実施する行事に関する事項
- (6) その他大学全般に関わる重要な事項

第39条 教授会の会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 運営幹部会の会議は、学長が招集し、その議長となる。

第40条 学長にやむを得ない事故のあるときは、学長が指名した者が職務を代理する。

第41条 教授会の議事は、出席者の過半数によりこれを決定する。

2 運営幹部会の議事は、出席者の過半数によりこれを決定する。

3 その他教授会及び運営幹部会に関し必要な事項は別に定める。

第10章 図書館

第42条 本学に附属図書館を置き、教職員、学生の自由な研究に資することとする。

第42条の2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座

第43条 本学は、成人教育及び一般公衆の文化向上を目的とし、教授会の議を経て、公開講座を開設することができる。

第12章 科目等履修生及び聴講生

第44条 本学の授業科目中その1科目又は数科目の履修を志願する者がある時は、学生の修学を妨げない限り、選考のうえ、科目等履修生又は聴講生として入学を許可することがある。

第45条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履歴書等の必要な書類及び検定料を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

第46条 科目等履修生の入学志願資格及び選考方法等については、別に定める。

第47条 科目等履修生の入学時期は、学年又は学期の初めとする。

第48条 科目等履修生はその聴講した科目につき願出により試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、単位修得証明書を与える。

第49条 科目等履修生の学納金は別表3に定めるとおりとする。ただし、履修に特別の費用を要するときは、実費を徴収する。

第50条 科目等履修生については本章に定めるもののほか学生に関する規定を準用する。

第50条の2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

第12章の2 特別聴講学生

第50条の3 他大学等(外国の大学等を含む)の学生で本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可する。

2 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

第13章 委託生及び外国人留学生

第51条 官庁又は公共団体等が、半期以上の在学期間とし、学修科目を指定して学生委託を願出たときは、選考のうえ、委託生として入学を許可することがある。願出には、所定の検定料を添えなければならない。

第52条 委託生の入学資格等は、別に定める。

第53条 委託生の入学時期は、学年又は学期の初めとする。

第54条 委託生の学納金は、別表3に定めるとおりとする。ただし、修学に特別の費用を要するときは実費を徴収する。

第55条 委託生が修学した科目の試験に合格した場合は、単位修得証明書を与える。

第56条 外国人で短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第14章 健康・相談センター

第57条 本学に健康・相談センターを置き、学生及び職員の健康保持、健康増進に資することとする。

2 健康・相談センターに関し必要な事項は別に定める。

第58条 学生及び職員の健康保持のため毎年定期に行う健康診断を受け、病気の予防と健康の増進に努めなければならない。

第15章 自己評価等

第59条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、別に専門委員会を設置する。

附則

1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、昭和59年4月1日から施行し、改正後の別表2は昭和59年度入学生から適用する。

附則

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する学生定員は、昭和75年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	昭和61年度		昭和62年度～昭和74年度		昭和75年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
秘書科	200人	300人	200人	400人	100人	300人

附則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行し、改正後の別表2は昭和63年度入学生から適用する。

附則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行し、改正後の別表1は平成元年度入学生から適用する。

附則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行し、改正後の別表2は平成2年度入学生から適用する。

附則

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成4年度		平成5年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営情報科	180人	280人	180人	360人	100人	280人

附則

1 この学則は、平成5年4月1日から施行し、改正後の別表1は平成5年度入学生から適用する。ただし、経営情報科の平成4年度入学生について、別表1のうち、名称変更にかかるものについては新名称を適用するほか、新設科目のうち、コンピュータ簿記、経営管理演習、文書処理システム演習、情報処理システム演習、

専門セミナーについてはこれを適用するものとする。

附則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行し、改正後の別表2は平成6年度入学生から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行し、改正後の別表2は平成7年度入学生から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する経営情報科については、平成8年4月1日から募集停止とし、平成7年4月1日現在に入学した学生が、全員卒業した時点で、廃止となる。
- 3 平成4年度から平成11年度に至る経営情報科の期間を付した入学定員は、平成8年4月1日、同科の募集停止にともなう、豊橋創造大学経営情報学部経営情報学科の入学定員に引き継がれる
- 4 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成8年度		平成9年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
幼児教育科	80人	180人	80人	160人	80人	160人
秘書科	170人	370人	170人	340人	70人	240人

附則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行し、改正後の別表1、別表2は平成9年度入学生から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行し、改正後の別表1は平成10年度入学生から適用するものとする。ただし、旧秘書科として平成9年度に入学した学生については、別表1の「特別研究セミナーⅡ」と新設科目のうち、「特別科目・文書検定2級」「特別科目・文書検定1級」「特別科目・簿記検定2級」「特別科目・簿記検定1級」「特別科目・英語検定準2級」「特別科目・英語検定2級」「特別科目・英語海外研修」「特別科目・企業実務実習」について、これを適用するものとする。
- 2 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成8年度		平成9年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
幼児教育科	80人	180人	80人	160人	80人	160人
実務教育科	170人	370人	170人	340人	70人	240人

附則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第10条の5に規定する幼児教育科の資格については、平成10年度入学生から適用するものとする。

附則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1は平成12年度入学生から適用するものとする。
- 2 第3条に規定する学生定員は、平成14年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員

幼児教育科	80	160	80	160	80	160
実務教育科	170	340	170	340	170	340

附則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の別表1は平成13年度入学生から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行し、改正後の別表1は平成14年度入学生から適用する。ただし、平成13年度に入学した実務教育科学生については、別表1の新設科目「医学の基礎知識」、「医療保険制度」、「医療法規」、「医療事務コンピュータ」について、これを適用する。

附則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、改正後の幼児教育・保育科の名称、及び別表1の卒業要件については、平成14年度入学生から適用するものとする。

附則

- 1 この学則は、平成15年7月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 実務教育科は、平成17年度から募集を停止し、在学生の卒業を持って廃止する。ただし、平成16年度以前の実務教育科入学生については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 別表2 学納金及び手数料内訳表については、平成20年度入学生から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員は、平成22年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成21年度		平成22年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
幼児教育・保育科	100	200	100	200
キャリアプランニング科	130	280	130	260
専攻科福祉専攻	20	20	20	20

附則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。なお、「電子カルテ演習」については、平成22年度入学生から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成23年6月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。なお、別表1の「医療事務特講Ⅲ」については、平成24年度入学生から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員は、平成31年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成30年度		平成31年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
幼児教育・保育科	100	200	100	200
キャリアプランニング科	60	190	60	120
専攻科福祉専攻	20	20	20	20
専攻科医療情報専攻	15	15	15	15

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第29条の規定に基づく別表2の適用において、平成31(2019)年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。

別表1 開設する授業科目、単位数及び卒業要件

別表2 学納金及び手数料内訳表

学納金項目	短期大学部		
	入学手続き時	1年次入学後	2年生
入学金	180,000円		
授業料	325,000円	325,000円	650,000円
教育充実費	160,000円	160,000円	320,000円
実験実習費		50,000円	50,000円
合計	665,000円	535,000円	1,020,000円

入学検定料 30,000円

別表3 科目等履修生及び委託生学納金及び手数料内訳表

	入学金	授業料（1単位につき）		
		実習科目	演習科目	講義科目
科目等履修生	50,000円	12,000円	12,000円	12,000円
委託生	0円	12,000円	12,000円	12,000円

検定料 10,000円